4.4 たばこ対策の推進≪たばこバイバイ≫

重点課題

- 受動喫煙防止の推進
- 禁煙サポートの推進
- 未成年者の喫煙防止

行動方針

- ◆ 受動喫煙防止に関する普及・啓発の推進
- ◆ 官公庁、医療機関及び学校における禁煙化の推進
- ◆ 地域における禁煙サポート体制の充実
- ◆ 医療機関における禁煙サポート体制の充実
- ◆ 禁煙指導者の育成
- ◆ 喫煙防止教育の推進
- ◆ 喫煙防止対策推進のための禁煙サポート

行動目標___

	前計画策定時 (分煙含む)	中間評価 (分煙含む)	現状値	目 標 値 (H 2 4)
喫煙・受動喫煙が及ぼす 健康影響についての知識 の普及				
肺がん	喫煙84.5%受動喫煙75.4%	87.8% 80.6%	_ _	100%
公共施設での禁煙化				
官公庁	27.4%	市町村 83.7% 府関係 66.0%	市町村 53.5%※1 府関係 53.8%※2	
病院	4.5%	55.9%	68,9%*3	100%
診療所	78.5%	_	74.3%*4	
学校	_	_	_	
禁煙治療の保険適用医療 機関	_	_	422機関※5	800機関
健診の場での禁煙サポート実施(市町村)	_	ı	1	100%
未成年者の喫煙をなくす				
男性(中学1年)	7.5%	_	_	
男性(高校3年)	36.9%	_	_	0%
女性(中学1年)	3.8%	_	_	
女性(高校3年)	15.6%	_	_	

- ※1 現状値(平成19年4月)大阪府「市町村の禁煙・分煙化の実施状況調査」より
- ※2 現状値(平成19年4月)大阪府「出先機関等における受動喫煙防止対策の実施状況調査」より
- ※3 現状値(平成19年3月)「医療機関における分煙・禁煙化対策及び禁煙サポート調査」より
- ※4 現状値(平成17年度)大阪府医師会より
- ※5 現状値(平成19年11月1日現在)ニコチン依存症管理料届出医療機関(大阪社会保険事務局届出)

喫煙は、肺がん等、多くのがんや虚血性心疾患、脳血管疾患などの疾患の主要な原因であり、早期死亡を引き起こす原因の中で避けることができる単一で最大のものとされています。

また、たばこの煙は、喫煙者本人のみならず、喫煙者の周囲の者に対しても、 受動喫煙による肺がんや心筋梗塞などの危険因子となります。

このため、府は市町村や関係団体と連携し、府民の喫煙率の減少とたばこに関する健康影響の理解の向上に向けて、たばこ対策の取組をさらに強化していきます。

◆ 受動喫煙防止に関する普及・啓発の推進

① 受動喫煙防止ガイドを活用した啓発

府は、健康増進法第25条に該当する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が 利用する施設(以下「公共の施設等」という。)の管理者に対して、「受動喫 煙防止ガイド(リーフレット)」を活用し、受動喫煙による健康影響や、たば こに含まれる有害物質、受動喫煙防止対策の必要性等を啓発することにより、 建物内禁煙化・敷地内禁煙化を推進します。

② 府保健所での各種届出時等を活用した啓発

府保健所は、食品関係施設や旅館の営業許可等の各種届出や更新などの機会 を活用し、受動喫煙防止に関する啓発を行います。

また、公共の施設等の管理者を対象とした受動喫煙防止に関する講習会等を実施し、受動喫煙防止に関する取組を促進します。

③ 公共の施設等の管理者に対する受動喫煙防止対策の指導・助言

府保健所は、公共の施設等の管理者に対し、デジタル粉じん計による粉じん 濃度測定調査の実施を促し、公共の施設等の管理者からの求めに応じて、粉じ ん濃度測定調査を行うとともに、その結果を評価し、受動喫煙防止対策につい て指導・助言します。

◆ 官公庁、医療機関及び学校における禁煙化の推進

① 公共の施設等の禁煙化の推進

府は、公共の施設等の禁煙化を実現するため、府庁舎や府立学校の敷地内を禁煙とするとともに、全面禁煙施設を募集し、全面禁煙施設として宣言した公 共の施設等には、「全面禁煙ステッカー」の配付や施設名等の公表をします。

※ 平成 19 年 12 月現在 大阪府 1,313 施設

② すべての医療機関の禁煙化の推進

府は、医療機関の禁煙化100%実現に向け医療機関に働きかけます。 また、全館禁煙宣誓医療機関を募集し、全館禁煙宣誓を行った医療機関には、 「全館禁煙宣誓医療機関証」を発行するとともに、医療機関名等を公表します。 ※ 平成19年12月現在 大阪府1,336機関

③ 禁煙化状況調査の実施及び公表

府は、官公庁、医療機関及び学校が率先して禁煙化することを働きかけるとともに、毎年、それぞれの禁煙化状況に関する調査を実施し、評価するとともに、その状況を世界禁煙デー(毎年5月31日)にあわせ、公表します。

◆ 地域における禁煙サポート体制の充実

- ① 特定健康診査やがん検診等の場での禁煙助言や禁煙サポートの推進 府は、特定健康診査やがん検診等の場において、より効果的に、禁煙助言や 禁煙サポートが実施されるよう、問診票における喫煙関連項目の充実を図り、 医療機関、市町村及び医療保険者に情報提供していきます。
- ② 妊婦教室や健康教室等での禁煙助言や禁煙サポートの推進 市町村は、妊婦教室や乳幼児健診において、喫煙率が上昇傾向にある女性や 喫煙者である家族への禁煙助言を行うとともに、市町村と府保健所は、健康教 室等において、喫煙者への禁煙サポートを推進します。・

◆ 医療機関における禁煙サポート体制の充実

① 日常診療での禁煙助言や禁煙治療の推進

府は、医療機関(歯科診療所を含む。)において、禁煙に関する助言や禁煙 治療の利用が推進されるよう、関係機関と連携して、リーフレット等を提供し ていきます。

② 禁煙治療の保険適用医療機関等の増加及び周知

府は、禁煙治療の保険適用医療機関数や、1施設あたりの禁煙治療の実施数を増加させるため、禁煙治療に関する情報を提供します。

また、禁煙治療の保険適用医療機関名や禁煙サポート実施医療機関名等を公表することにより、府民に対し周知を図ります。

◆ 禁煙指導者の育成

府は、府立健康科学センターや府立成人病センターと連携し、医療機関に対する禁煙治療研修を実施し、禁煙治療の質の向上を図るとともに市町村保健師等に対する特定健康診査等での禁煙サポートの企画・実施に関する研修を実施することにより技術向上を図ります。

◆ 喫煙防止教育の推進

府保健所は、学校等に対し、たばこに関するビデオ、紙芝居、パネル及び冊子といった喫煙防止教材の提供を積極的に行うとともに、保健師等を講師派遣するなど、学校等と連携した喫煙防止教育の普及に努めます。

◆ 喫煙防止対策推進のための禁煙サポート

府保健所は、学校等と連携した連絡会議や研修会を通じて、禁煙指導者の育成を行うとともに、教職員・保護者への禁煙サポートを実施します。